

## 紀南地域廃棄物処理促進協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、紀南地域廃棄物処理促進協議会規約第16条第2項の規定に基づき、紀南地域廃棄物処理促進協議会(以下「協議会」という。)の事務局について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の事務局(以下「事務局」という。)は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の運営に関すること。
- (2) 協議会の事業推進に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他の必要な事項

(事務局長及び事務局次長等)

第3条 事務局に局長、次長その他必要な職員を置くことができる。

2 局長及び次長は、会長が事務局職員のうちから任命する。

3 事務局長は、会長の指示を受け、事務局の事務を統括する。

4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次の各号に掲げる会長の決裁事項以外の事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 協議会の運営に係る基本方針に関すること。
- (2) 全体会議に提案する事案に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算の調製に関すること。
- (4) 規程等の制定改廃に関すること。
- (5) その他会長が特に重要であると認める事項

(旅費及び費用弁償)

第5条 協議会の事業を実施するに当たり、旅費及び費用弁償等の支払の必要が生じた場合には、会長の属する団体の例により、協議会の予算において支給するものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年11月29日から施行する。